

法家のから言助

新型コロナ禍を巡って

徳島弁護士会 災害対策 委員会委員長



堀井 秀知

人権問題であり、偏見や先入観に基づく批判が行われることは決して許されないとして強く抗議し改善を求めていきます。

日本災害医学会は、今年2月20日付で「新型コロナウイルス感染症対応に従事する医療関係者への不当な批判に対する声明」を発表しました。この声明では、チャーター便での帰国者等に対する医療行為に従事した医療関係者に対し、職場において「バイ菌」扱いされ、子どもの保育園・幼稚園から登園自粛を求められるといった事案を報告するとともに、こうした事態は

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時 0570（07）33567。日弁連ホームページでは24時間申し込みれる。

違法行為は賠償責任も

の電話受け付けは、平日一
夜2時～0570（07
。日弁連ホールページで
し込む。

るのか、どうすれば感染を
防止できるのか、確信をも
つことができず、不安を抱
えたまま生活をしている人
も少なくありません。
こうした状態は私たちの
精神状態にも悪影響を及ぼ
すと言わわれています。ま
た、十分な在庫があるのに
トイレットペーパー等の買
い占め騒動が起きたよう
に、不安のあまり、デマを
信じ、誤解や偏見を抱いて
しまうこともあります。
冒頭で引用したとおり、
誤解や偏見に基づく差別的
取り扱いや言動は人権問題
であり許されません。それ
だけではなく、勤務先で「バ
イ菌」扱いするなどといふ
ことは、違法なハラスメント
行為として損害賠償責任
を負うこともあります。
また、例えば、ネットなど
で患者などの個人情報をい
たずらにさらしたり、あら
ぬうわさ話を流したりする
ことや不当な登園拒否など

も、同様に違法な行為として損害賠償責任を負うことがあり得ます。デマを書き込んでお店の営業を妨害した場合などは、業務妨害として刑事责任を負うこともあるでしょう。

アメリカ心理学会の発表した「新型コロナウィルスに關わる偏見や差別に立ち向かう」（日本心理学会のホームページで販売）が指摘するように、生上の脅威であり、手を洗うべき、多様な人びとやユニークィティーを受け入れることもまた重要な公衆衛生の実践」なのです。

抱いてしまうことのないよう、信頼できる情報の取得を心がけるとともに、ハララメントや差別的取り扱いを受けたときは、弁護士会の新型コロナウィルス電話相談や、法務省の人権相談等にご相談ください。